

令和4年度那須烏山市随意契約結果一覧表(6月契約分)

No.	所管課	契約の件名	工事期間、履行期間又は納入期限	契約の相手方の商号又は名称及び住所		契約金額(円)	契約の相手方を決定した理由	随意契約の根拠
				氏名	住所			
1	総務課	職員健康診断業務委託	R4.6.28～R5.3.31	(公財)栃木県保健衛生事業団	宇都宮市駒生町3337-1	※検査項目による単価契約	国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体、公的団体又は公益法人その他営利を目的としない公益的団体と直接契約を締結するため。	2号
2	総務課	電気の需給(高圧電力施設)	需給開始後1年間 (自動継続有)	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	東京都中央区日本橋本町2-11-2	①業務用高圧1型(標準) 【基本料金】1,700円 【従量料金】夏季 17.54円 他季 16.38円 ②産業用高圧A1型(標準) 【基本料金】1,280円 【従量料金】夏季17.37円 他季16.24円	国際的な情勢不安定化により、電力供給価格の急上昇かつ新電力会社の撤退が相次いでいる中、東京電力パワーグリッド(株)の料金体系に対し、「15%(10,450,085円)※17施設の総額」安価に供給可能との回答が得られたため、契約更改した。	6号
3	健康福祉課	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴うシステム改修業務委託(4回目追加接種)	R4.6.17～R4.7.31	㈱TKC	宇都宮市鶴田町1758	660,000	本システムの構築業者である当該業者以外の業者が、本業務を請負うことが困難であるため。	2号
4	健康福祉課	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴う電算処理業務委託(4回目追加接種)	R4.6.17～R4.7.31	㈱TKC	宇都宮市鶴田町1758	基本処理料 330,000円 データ印字処理料 1件あたり 165円	本システムの構築業者である当該業者以外の業者が、本業務を請負うことが困難であるため。	2号
5	都市建設課	地籍調査事業 過年度数値情報化業務委託	R4.6.1～R4.10.31	国土情報開発㈱	東京都世田谷区池尻2-7-3	3,240,000	当該システムは、当該業者が開発、導入及び設定を行ったものであり、他者が請負できないため。	2号
6	都市建設課	地籍調査事業 中央IV地区測量業務委託	R4.6.29～R5.3.10	㈱ニッコー	宇都宮市宮園町8-11	3,993,000	当該事業は2ヶ年事業の2年目であることから、継続採用とした。	2号
7	上下水道課	下水道事業公営企業会計システム導入移行支援業務委託	R4.6.1～R5.3.31	㈱ぎょうせい 関東支社	東京都江東区新木場1-18-11	1,100,000	現在の下水道が使用しているシステムに合流することで、操作体系の統一が図られ、企業会計への移行の円滑化が期待されるため。	2号
8	上下水道課	中央地内共同溝に係る配水管布設替工事	R4.6.1～R4.6.30	渡邊建設(株)	那須烏山市金井2-7-11	10,802,000	本工事は、栃木県発注により当該業者が請負した共同溝工事に関連して施工するものであり、予定より工事時期が早まったため、緊急的に発注した。	5号
9	上下水道課	中山地内配水管布設替工事	(当初)R4.6.7～R4.9.31 (変更)R4.6.7～R5.3.10	㈱野村建設	那須烏山市中央3-6-3	(当初)17,171,000 (変更)19,701,000	本工事は、栃木県発注により当該業者が請負した国道294号線道路改良工事に関連して施工するものであり、予定より工事時期が早まったため、緊急的に発注した。(国道294号線改良工事に係る電柱移設工事の遅れが生じたため、既設管撤去の際、県の道路改良工事に含まれない路肩部分及び未買収の一部区間に既設管が埋設されており、舗装復旧の面積が増加したため。)	5号
10	上下水道課	小白井取水場取水ポンプ取替工事	R4.6.16～R5.2.28	荏原商事(株) 栃木営業所	宇都宮市大通り4-1-20	6,490,000	早急な修繕が必要なため、現場を熟知しており緊急に対処可能であった当該業者を選定した。	5号
11	上下水道課	五郎山配水池土砂崩れ復旧工事	R4.6.28～R4.8.31	㈱関谷建設	那須烏山市中央1-12-12	5,049,000	R4.6.27に発生した豪雨災害により法面が崩壊し、配水施設に甚大な影響を及ぼす危険性があったため、早急に対応可能と回答が得られた当該業者へ緊急発注した。	5号

令和4年度那須烏山市随意契約結果一覧表(6月契約分)

12	生涯学習課	長者ヶ平遺跡確認調査業務委託	R4.6.13～R4.8.31	㈱荒川建設	那須烏山市田野倉192-1	2,200,000	太陽光発電の固定価格買取制度の終了にあたり、開発業者から長者ヶ平遺跡に接した土地において、早急に着工したいとの申し出があった。当該地は史跡の指定地外ではあるが、遺跡が出土する可能性が否めないため、緊急に遺跡確認調査を行う必要が生じた。短期間での完了が必要となるため、過去に同業務の請負実績がある当該業者を緊急に採用した。	5号
----	-------	----------------	-----------------	-------	---------------	-----------	--	----